

入札説明書

この入札説明書は、令和4年8月17日告示第45号により公告した村有林立木売払一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 契約の目的の名称及び件数
村有林立木の売払い 1 物件
- (2) 入札物件明細
別紙②「入札物件明細書」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 税金を滞納していない者であること。
- (3) 素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業を含む）又は木材卸売業を営んでいる者であること。
- (4) 北海道内に本店、支店、営業所を有すること。
なお、支店、営業所とは、常設の事務所を有し、会社名を示す看板が当該支店、事務所の入口等に設置され、職員が勤務し、机、いす、電話などの必要な備品類が備え付けられるなど、村との契約履行が可能な機能を有すること。
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、村が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

3 入札参加申込の受付期間及び受付場所

入札参加希望者が提出する書類は別紙①「提出書類一覧」のとおり。

- (1) 受付期間：令和4年8月17日（水）から令和4年8月31日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付場所：089-1392
北海道河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1
中札内村役場総務課総務グループ
※不明な点については、下記まで照会すること。
 - ・入札について：総務課総務グループ 0155-67-2311
 - ・売払い物件について：産業課産業グループ 0155-67-2495

(3) その他

受付期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

4 契約条項を示す場所

北海道河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1 中札内村役場総務課総務グループ

5 現場説明

(1) 日時

令和4年8月29日(月) 午前10時00分

(2) 集合場所

北海道河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1 中札内村役場産業課産業グループ窓口

(3) その他

入札参加者は、令和4年8月26日(金)までに現場説明への出席の有無を中札内村役場産業課産業グループ、電話 0155-67-2495 に連絡すること。

6 物件明細並びに物件売払位置図及び物件売払平面図等に関する事項

(1) 別紙②「入札物件明細」並びに別紙③「入札物件位置図」及び別紙④「入札物件平面図」等は中札内村役場総務課総務グループで直接配布を受けるか、中札内村役場ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 入札物件明細等に関する問い合わせ先

北海道河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1 中札内村役場産業課産業グループ
電話 0155-67-2495

7 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1 中札内村役場 会議室1

(2) 入札日時

令和4年9月2日(金) 午前10時00分

8 郵便等又は電報による入札

(1) 郵便等による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加する者は、入札開始前に入札保証金として入札予定額の100分の10以

上の現金または銀行保証小切手を納入しなければならない。この入札保証金は、落札しなかった者には即時返還し、落札した者の入札保証金は、契約保証金の納付後に返還する。ただし、落札した者の申し出により契約保証金に充当することができる。

なお、次の場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(ア) 村を被保険者とする入札保証証券を提出したとき。

(イ) 過去 2 年間に国又は都道府県若しくは市町村と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。

(2) 契約保証金

契約時には、契約保証金の 100 分の 10 に相当する額以上の保証金を納入しなければならない。

納入した契約保証金は売買代金の完納後に返還する。ただし、落札者の申し出により売買代金に充当することができる。

また、落札者において、落札物件の売買に関して法律等の規定により、許可等を要する場合においては、その許可等の承認があったときに契約は有効となる。

なお、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(ア) 落札者が村を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき。

(イ) 物品の売払い契約で、売払い代金が即納される時。

1 0 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分 100 に相当する額を入札書に記載する。

1 1 物件の引渡時期及び場所

売買物件は代金の完納と同時に引渡しを行うものとする。

1 2 落札者の決定方法

村財務規則第 108 条第 1 項の規定に定めた予定価格以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る）したものを落札者とする。

1 3 落札者と契約を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより村が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者と契約の締結を行わない。

1 4 契約の締結等

落札者は落札後、令和4年9月9日までに契約を締結しないとき、また、入札参加資格を証する書類（別紙①「提出書類一覧」のとおり）を提出しないときは、落札決定は無効となり、入札保証金は村に帰属することになる。

1 5 代金の納入

代金は中札内村長が発行する納入通知票により、令和4年9月30日までに所定の金額（契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、売買代金から契約保証金を除く金額）を納入すること。なお、当該金額の納付は一括払いとする。

1 6 伐採搬出期限

売買物件の伐採・集積・搬出期限は令和4年10月21日までとする。ただし、中札内村、落札者双方のいずれかにやむを得ない事情が発生し、中札内村または落札者が承諾した場合は令和5年3月31日まで延長することが出来るものとする。また、期限後の残存物件は中札内村に帰属するものとする。

1 7 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2の規定する資格を有しない者の行った入札、この入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加する者は、競争入札心得、売買契約書（案）及びその他関係法令の規定を承知すること。
- (3) この入札は、公開する。
- (4) 初度の入札において、物件毎の応札者が1人の場合であっても、入札は執行する。